

報第 1 号

教育長が臨時に代理した事項の報告について

酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

（提案理由）

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理したので、同第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専第 1 号

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 6 年 3 月 1 1 日臨時代理

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

教育委員会資料 1 (報第 1 号関係)

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算 (第12号)

歳入歳出補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債		その他
10	教育費		5,321,870	228,005	5,549,875	24,205	0	203,800	0	0
	2	小学校費	1,209,984	189,312	1,399,296	21,712	0	167,600	0	0
		1 学校管理費	450,463	49,170	499,633	7,570		41,600		0
		4 学校建設費	56,248	140,142	196,390	14,142		126,000		0
	3	中学校費	631,776	38,693	670,469	2,493	0	36,200	0	0
		4 学校建設費	2,494	38,693	41,187	2,493		36,200		0

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	施設整備事業 (小学校)	49,170
		学校空調設備整備事業 (小学校)	140,142
	3. 中学校費	学校空調設備整備事業 (中学校)	38,693

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算 (第 12 号) の概要
(教育委員会関連分)

1 補正予算規模 228,005 千円

2 補正後の予算規模 5,549,875 千円

3 補正項目及び補正額

(歳出補正)

<企画管理課>

① 施設整備事業 (小学校) 49,170 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた小学校施設整備修繕を令和 5 年度に前倒しして実施するための増額 (一般需用費 74 千円、修繕料 49,096 千円)

[現計 7,382 千円 + 補正額 49,170 千円 = 補正後 56,552 千円]

② 学校空調設備整備事業 (小学校) 140,142 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた小学校設備整備工事を令和 5 年度に前倒しして実施するための増額 (一般需用費 140 千円、工事請負費 140,002 千円)

[現計 56,248 千円 + 補正額 140,142 千円 = 補正後 196,390 千円]

③ 学校空調設備整備事業 (中学校) 38,693 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた中学校設備整備工事を令和 5 年度に前倒しして実施するための増額 (一般需用費 24 千円、工事請負費 38,669 千円)

[現計 2,494 千円 + 補正額 38,693 千円 = 補正後 41,187 千円]

(歳入補正 主なもの)

<企画管理課>

① 教育費国庫補助金 24,205 千円

学校施設環境改善交付金

[現計 249,808 千円 + 補正額 24,205 千円 = 補正後 274,013 千円]

② 教育債 203,800 千円

小学校債 167,600 千円、中学校債 36,200 千円

[現計 1,293,600 千円 + 補正額 203,800 千円 = 補正後 1,497,400 千円]

(繰越明許費補正)

・追加

① 事業名：施設整備事業（小学校）

金 額：49,170 千円

② 事業名：学校空調設備整備事業（小学校）

金 額：140,142 千円

③ 事業名：学校空調設備整備事業（中学校）

金 額：38,693 千円

報第2号

教育長が臨時に代理した事項の報告について

酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月19日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

（提案理由）

令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により教育長が臨時に代理したので、同第2項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専第2号

令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）について

令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和6年3月11日臨時代理

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

歳入歳出補正

歳出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10	教育費		5,445,802	△ 228,085	5,217,717	△ 23,021	0	△ 153,700	0	△ 51,364
	2	小学校費	1,533,435	△ 189,317	1,344,118	△ 20,705	0	△ 126,400	0	△ 42,212
		1 学校管理費	513,387	△ 49,181	464,206	△ 7,570		△ 31,100		△ 10,511
		4 学校建設費	164,014	△ 140,136	23,878	△ 13,135		△ 95,300		△ 31,701
	3	中学校費	844,924	△ 38,768	806,156	△ 2,316	0	△ 27,300	0	△ 9,152
		4 学校建設費	117,801	△ 38,768	79,033	△ 2,316		△ 27,300		△ 9,152

令和 6 年度酒田市一般会計補正予算 (第 1 号) の概要
(教育委員会関連分)

1 補正予算規模	△228,085 千円
2 補正後の予算規模	5,217,717 千円

3 補正項目及び補正額
(歳出補正)

<企画管理課>

① 施設整備事業 (小学校) △49,181 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた小学校施設整備修繕を令和 5 年度に前倒しして実施するための減額 (一般需用費△74 千円、修繕料△49,107 千円)

[現計 61,054 千円+補正額△49,181 千円=補正後 11,873 千円]

② 学校空調設備整備事業 (小学校) △140,136 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた小学校設備整備工事を令和 5 年度に前倒しして実施するための減額 (一般需用費△130 千円、工事請負費△140,006 千円)

[現計 149,692 千円+補正額△140,136 千円=補正後 9,556 千円]

③ 学校空調設備整備事業 (中学校) △38,768 千円

国の補正予算の内示により令和 6 年度に予算計上していた中学校設備整備工事を令和 5 年度に前倒しして実施するための減額 (一般需用費△23 千円、工事請負費△38,745 千円)

[現計 96,098 千円+補正額△38,768 千円=補正後 57,330 千円]

(歳入補正 主なもの)

<企画管理課>

① 教育費国庫補助金 △23,021 千円

学校施設環境改善交付金

[現計 108,640 千円+補正額△23,021 千円=補正後 85,619 千円]

② 教育債 △153,700 千円

小学校債△126,400 千円、中学校債△27,300 千円

[現計 1,154,800 千円+補正額△153,700 千円=補正後 1,001,100 千円]

議第 8 号

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「副館長」の次に「、副主幹」を加える。

第 5 条第 1 項第 1 号中「スクール・コミュニティ推進室」を「学区改編・義務教育学校整備室」に改める。

第 6 条第 1 項の表企画管理課の部中

「

スクール・コミュニティ推進室	(1) スクール・コミュニティの推進に関すること。 (2) 学校の設置及び廃止に関すること。 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。
----------------	---

」

を

「

学区改編・義務教育学校整備室	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (3) 義務教育学校の整備に関すること。
----------------	--

」

に改め、同表学校教育課の部指導係の項中

「

(10) 前各号に掲げるもののほか、教育の指導に関すること。

」

を

「

(10) 教育研修センターに関すること。
(11) 前各号に掲げるもののほか、教育の指導に関すること。

」

に改める。

第7条第1項第8号中「及び技能主任」を「、技能主任及び主任技能専門員」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 課に必要なときは、副主幹を置くことができる。

第8条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 副主幹は、上司の命令を受けて、特定事務を処理し、及び担当事務を掌握し、所属職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、課長が事故又は不在のときは、その職務を代理する（課長補佐が置かれていない場合に限る。）。

第13条第2項中「課長補佐」の次に「（課長補佐を置かない場合は、副主幹）」を加える。

別表第2中

「

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場35番地
酒田市眺海の森天体観測館	酒田市土渕字甚治郎向20番地の2

」

を

「

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場35番地
------------------------	---------------

」

に、

「

酒田市八森テニスコート	酒田市市条字八森921番地の4
酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躑躅沢15番地

」

を

「

酒田市八森テニスコート	酒田市市条字八森921番地の4
-------------	-----------------

」

に、

「

酒田市光ヶ丘プール	酒田市光ヶ丘三丁目1番70号
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号

」

を

「

酒田市光ヶ丘プール	酒田市光ヶ丘三丁目1番70号
-----------	----------------

」

に、

「

酒田市高畑グラウンドゴルフ場	酒田市田沢字長根224番地
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躑躅沢2番地
酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躑躅沢2番地

」

を

「

酒田市高畑グラウンドゴルフ場	酒田市田沢字長根224番地
----------------	---------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

市の行政組織の変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧																		
<p>本則</p> <p>(職名)</p> <p>第4条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、課長、室長、中央公民館長、主幹、所長、課長補佐、次長、副館長、<u>副主幹</u>、主査、上席専門員、係長、調整主任、主任、主任専門員、主事、専門員、技師、管理栄養士、栄養士、指導主事、技能調整主任、技能主任、主任技能専門員、技能士、技能専門員</p> <p>(課及び系の設置)</p> <p>第5条 事務局には、その所掌事務を遂行するため次の課及び係(室を含む。以下同じ。)を設ける。</p> <p>(1) 企画管理課 企画管理係 施設係 学校給食係 <u>学区改編・義務教育学校整備室</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>本則</p> <p>(職名)</p> <p>第4条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、課長、室長、中央公民館長、主幹、所長、課長補佐、次長、副館長_____、主査、上席専門員、係長、調整主任、主任、主任専門員、主事、専門員、技師、管理栄養士、栄養士、指導主事、技能調整主任、技能主任、主任技能専門員、技能士、技能専門員</p> <p>(課及び系の設置)</p> <p>第5条 事務局には、その所掌事務を遂行するため次の課及び係(室を含む。以下同じ。)を設ける。</p> <p>(1) 企画管理課 企画管理係 施設係 学校給食係 <u>スクール・コミュニティ推進室</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画管理課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学区改編・義務教育学校整備室</td> <td>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 通学区域の設定及び変更に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	分掌事務	企画管理課	(略)	(略)		学区改編・義務教育学校整備室	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 通学区域の設定及び変更に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画管理課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スクール・コミュニティ推進室</td> <td>(1) スクール・コミュニティの推進に関すること。 (2) 学校の設置及び廃止に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	分掌事務	企画管理課	(略)	(略)		スクール・コミュニティ推進室	(1) スクール・コミュニティの推進に関すること。 (2) 学校の設置及び廃止に関すること。
課	係	分掌事務																	
企画管理課	(略)	(略)																	
	学区改編・義務教育学校整備室	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 通学区域の設定及び変更に関すること。																	
課	係	分掌事務																	
企画管理課	(略)	(略)																	
	スクール・コミュニティ推進室	(1) スクール・コミュニティの推進に関すること。 (2) 学校の設置及び廃止に関すること。																	

		(3) <u>義務教育学校の整備に関する</u> <u>こと。</u>
学校教育課	指導係	(1)～(9) (略) (10) <u>教育研修センターに関する</u> <u>こと。</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、教育</u> <u>の指導に関する</u> こと。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

		(3) <u>通学区域の設定及び変更に関する</u> <u>こと。</u>
学校教育課	指導係	(1)～(9) (略) (新設) (10) <u>前各号に掲げるもののほか、教育</u> <u>の指導に関する</u> こと。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(職位)

第7条 事務局に置く職は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 課に必要なときは、副主幹を置くことができる。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 係に必要なときは、主任、主任専門員、技能主任及び主任技能専門員を置くことができる。

2 (略)

(職務)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 副主幹は、上司の命令を受けて、特定事務を処理し、及び担当事務を
掌握し、所属職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、課長が事故
又は不在のときは、その職務を代理する(課長補佐が置かれていない場
合に限る。)。

2 (略)

(職位)

第7条 事務局に置く職は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 係に必要なときは、主任、主任専門員及び技能主任
を置くことができる。

2 (略)

(職務)

第8条 (略)

2～4 (略)

(新設)

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

(専決事務の代決)

第13条 (略)

2 課長等の専決事務について、課長等が不在のときは、あらかじめ指示を受けた者が、緊急やむを得ない事項は、課長補佐(課長補佐を置かない場合は、副主幹)又は副館長がその事務を代決する。

別表第2(第15条関係)

教育機関等の名称及び位置

所管課	名称	位置
(略)	(略)	(略)
社会教育課	(略)	(略)
	酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場 35 番地
	(削る)	
	(略)	(略)
スポーツ振興課	(略)	(略)
	酒田市八森テニスコート	酒田市市条字八森 921 番地の 4
	(削る)	

- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(専決事務の代決)

第13条 (略)

2 課長等の専決事務について、課長等が不在のときは、あらかじめ指示を受けた者が、緊急やむを得ない事項は、課長補佐_____又は副館長がその事務を代決する。

別表第2(第15条関係)

教育機関等の名称及び位置

所管課	名称	位置
(略)	(略)	(略)
社会教育課	(略)	(略)
	酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場 35 番地
	酒田市眺海の森天体観測館	酒田市土淵字甚治郎向 20 番地の 2
	(略)	(略)
スポーツ振興課	(略)	(略)
	酒田市八森テニスコート	酒田市市条字八森 921 番地の 4
	酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躑躅沢 15 番地

	(略)	(略)		(略)	(略)
	酒田市光ヶ丘プール	酒田市光ヶ丘三丁目 1 番 70 号		酒田市光ヶ丘プール	酒田市光ヶ丘三丁目 1 番 70 号
	(削る)			酒田市体育館	酒田市入船町 3 番 20 号
	(略)	(略)		(略)	(略)
	酒田市高畑グラウンドゴルフ場	酒田市田沢字長根 224 番地		酒田市高畑グラウンドゴルフ場	酒田市田沢字長根 224 番地
	(削る)			酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躑躅沢 2 番地
	(削る)			酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躑躅沢 2 番地
	(略)	(略)		(略)	(略)

議第9号

酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について

酒田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

酒田市立小・中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2)事務専門員

第14条の2第3項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2)事務専門員は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

市立小中学校における定年引上げに係る60歳超の事務職員の職及び職務を定めるものである。

酒田市立小・中学校管理規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>第 5 章 職員</p> <p>(事務職員の職)</p> <p>第 14 条の 2 学校に事務をつかさどる事務職員を置く。</p> <p>2 事務職委員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務総括</p> <p><u>(2) 事務専門員</u></p> <p><u>(3) 事務主査</u></p> <p><u>(4) 主査</u></p> <p><u>(5) 主任主査</u></p> <p><u>(6) 主任主事</u></p> <p><u>(7) 副主事</u></p> <p><u>(8) 主事</u></p> <p>3 前項に規定する職の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 事務専門員は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を処理する。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>本則</p> <p>第 5 章 職員</p> <p>(事務職員の職)</p> <p>第 14 条の 2 学校に事務をつかさどる事務職員を置く。</p> <p>2 事務職委員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務総括</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 事務主査</u></p> <p><u>(3) 主査</u></p> <p><u>(4) 主任主査</u></p> <p><u>(5) 主任主事</u></p> <p><u>(6) 副主事</u></p> <p><u>(7) 主事</u></p> <p>3 前項に規定する職の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

議第10号

酒田市スポーツ推進委員の委嘱について

酒田市スポーツ推進委員に、次の者を委嘱するものとする。

令和6年3月19日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

1 酒田市スポーツ推進委員
別紙のとおり

2 委嘱期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

酒田市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員の推薦を受けたことから、スポーツ基本法第32条第1項及び酒田市スポーツ推進委員に関する規則に基づき委嘱しようとするものである。